

議案第 5 3 号

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

墨田区学童クラブ条例（平成 1 1 年墨田区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の 1 項を加える。

（梅若橋コミュニティ会館学童クラブの休止）

2 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により別表に掲げる梅若橋コミュニティ会館学童クラブは、当分の間、休止する。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学童クラブ事業の効率的な運営を図るため、梅若橋コミュニティ会館学童クラブの利用者数の状況に鑑み、同クラブを休止する必要がある。